

お取引先様各位

## 米国ビザ免除渡航者への電子渡航認証 (ESTA) システムのご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ESTA は、ビザ免除プログラム (VWP) を利用して渡米する旅行者の適格性を判断する電子システムです。ESTA は米国国土安全保障省 (DHS) により 2009 年 1 月 12 日から義務化されました。ビザ免除プログラムを利用して、90 日以下の短期商用・観光の目的で渡米しようとするビザ免除プログラム参加国の国籍の方は、米国行き航空機や船に搭乗する前に、電子渡航認証を受けなければなりません。

**重要なお知らせ**、以下の条件に該当する渡航者は、ビザ免除プログラム (VWP) を利用して渡米することは出来なくなりました。

- ビザ免除プログラム参加国の国籍の方で、2011 年 3 月 1 日以降にイラン、イラク、北朝鮮、スーダン、シリア、リビア、ソマリア、イエメンに渡航または滞在したことがある方 (ビザ免除プログラム参加国の軍または正規政府職員として公務を遂行するためにこれらの国に渡航した場合は特例あり)
- ビザ免除プログラム参加国の国籍と、キューバ、イラン、イラク、北朝鮮、スーダン、またはシリアのいずれかの国籍を有する二重国籍者の方
- ビザ免除プログラム参加国の国籍の方で、キューバに渡航または滞在したことがある方

### <米国電子渡航認証システム (ESTA) システムの概要>

#### ・ 導入の背景

9.11 反テロ法に付随して米国ではビザ取得者に対する面接や生体認証の導入などによる強化が図られてきた一方で、米国の友好国国民に対するビザ免除プログラムでの入国者については、入国審査時の生体認証やパスポートの機械読み取りパスポート制度など入国時を中心とする強化施策が講じられてきました。今回米国政府として更なる安全性の向上を図るため、渡航者がフライト前に問題のない人物か確認する目的で、事前にインターネットの WEB サイトから個人申請情報を基に認証許可を与える新システムを **2009 年 1 月 12 日入国時より適用**することとなりました。

・ ESTA の内容

対象者	① 短期商用（ビジネスミーティング）目的・観光目的で、無査証（ノービザ）で米国へ入国する旅行者 ② 米国にてトランジット（カナダ・メキシコ・南米等）する旅行者
申請方法	オンラインにて渡航前に事前に申請を行います。 ESTA 申請先：在日米国大使館ウェブサイト（※日本語サイトオープン済） <a href="https://esta.dhs.gov">（Official ESTA Application Website, U.S. Customs and Border Protection (dhs.gov)）</a> 事前に渡航者ご本人自身で申請するか、弊社に依頼して代理申請を行います。
必要な情報	基本的なパスポート情報と犯罪履歴の確認を併せた、米国入国時に入国係官に提出する「I-94W 非移民査証免除出入国カード」の内容とほぼ同様
申請後	認証取得後は ESTA ウェブサイトの回答コピーを必ず受け取りパスポートと共に保管してください。今後、登録内容変更の際にこの情報が必要となります。
有効期限	ESTA は申請日から 2 年間、またはパスポートの有効期限のどちらか早く失効する日まで有効です。
申請開始日	米国へ商用目的で渡航する予定のある方は随時 2008 年 12 月より登録が可能です。
申請代金	\$21 + 弊社手数料

【注意事項】

- ※ 事前に本人が自分で電子認証を希望される場合は、米国大使館の WEB 上から申請をしてください。約 10 分程度で完了し、問題がなければ即座に認証されます。但し ESTA 申請サイトを偽ったウェブサイトが存在しますので、ご自身で申請する場合は必ず米国大使館の正規ウェブサイトを利用してください。
- ※ 代理申請を希望される方は、弊社が用意している「ESTA 質問書」に質問事項に回答を記入し、内容を確認した上で、署名をしてください。その際、記入漏れや虚偽の申告とならないようご注意ください。
- ※ 認証システム上で、不許可となった場合は再申請やビザ申請も必要なところから、ご出発の 2 週間前までには申請を完了されることをお勧め致します。
- ※ 有効な米国ビザを利用して入国される方は、このシステムへの登録は不要です。